

全日本合唱連盟音楽資料室 資料の収集方針 細則 03

はじめに

「音楽資料室に関する規定」に掲げた設置目的に沿って、資料室の蔵書を築くための具体的指針として、次のように資料の収集方針を定める。

本連盟事業の遂行ならびに広く一般の音楽活動支援に資するには、バランスの取れた蔵書構成を常に心掛けることが必要である。適正な蔵書構成を実現するには、「実演家・研究者等による専門分野の選書」並びに「利用者の利用動向を反映した資料室による選書」が継続的・意識的に行われなければならない。

これを達成するために、資料室は以下の収集方針・選書基準に基づいて、購入資料及び受贈資料の選定を行うこととする。

なお、この収集方針は公開するとともに定期的な点検と見直しを行うものとする

第1章 総則

(趣旨および定義)

第1条 この細則は全日本合唱連盟音楽資料室規定第2条・3条・7条・8条の定めに基づき、全日本合唱連盟音楽資料室（以下「資料室」という。）における資料室資料（以下「資料」という。）の収集方針に関し必要な事項を定める。

第2章 収集方針

(資料収集方針)

第2条 資料収集は以下の方針のもとに行う。

- (1) 当連盟の事業動向、現時点での蔵書構成等に留意し、広く合唱音楽振興の用に供する合唱音楽活動を支える基本資料を長期的展望に立ち体系的にかつ遺漏なく収集することを旨とする。
- (2) 現在形成している特色ある蔵書群をさらに充実発展させるとともに、当連盟のアイデンティティーを高めるために必要な資料として、当連盟事業に関連する著作、また同関係者の著作、同関係者に関する著作の収集を旨とする。
- (3) 副本は原則として購入しない。ただし、利用状況等を勘案し、複数を用意することが必要な場合は、副本を備える。
- (4) 逐次刊行物（電子ジャーナル契約含む）は合唱音楽の分野において基軸となり教養の向上に資する雑誌等を収集することとし、適宜定期的に収集タイトルの見直しを行う。可能なものは冊子体の購入から電子ジャーナル契約へ移行する。各大学、研究機関の紀要・研究報告類は原則として収集せず、国立情報学研究所CiNiiのFull Text閲覧及び個

別論文の複写依頼で対応する。

(5) 資料室では資料形態の変化への対応として非図書資料への留意が求められている。各資料の必要度・保管・利便性などの観点から多角的に検討していくものとする。

(6) 受贈資料の受入れ基準及び資料の譲渡等に関する基準については、別に定める。

(選書基準)

第3条 選書は以下の「選書の範囲と基準」「選書上の留意点」及び資料室予算の執行状況を十分考慮して行う。

(1) 選書の範囲と基準

- ① 当連盟の事業に必要な音楽資料（楽譜・視聴覚資料・図書・逐次刊行物）
- ② 当連盟の特色あるコレクション、並びに当連盟のアイデンティティーを高めるために必要な資料（楽譜・視聴覚資料・図書）
- ③ 音楽愛好家の教養向上に有益な音楽資料（楽譜・視聴覚資料・図書）
- ④ 上記①-③に準ずる参考図書（事典、辞書等、年鑑等）
- ⑤ その他
 - ・ 団体史・記念誌（合唱団年史 など）
 - ・ 政府刊行物
 - ・ その他

(2) 選書上の留意点

- ① 選定に際して、以下の各項に該当する音楽資料は慎重に判断する。
 - ・ 高度に専門的、あるいは極端に細分化された内容で、利用が限定されるもの
 - ・ 政党、宗教、企業等の主義・主張が強く、宣伝目的の色彩が濃厚なもの
- ② 次の資料は原則として収集しないが、研究や作品理解等に特に必要な場合は収集対象とする。
 - ・ 詩集・随筆等の文学作品の単行書
 - ・ 教科書、教師用指導書
 - ・ 実用・実務書、ハウツーもの
 - ・ 児童用図書
 - ・ 展覧会図録

(細則の改廃)

第4条 この細則の改廃は、音楽資料室委員会の議を経て館長が決定し、理事会に報告する。

附 則

この細則は、2018年2月18日から施行する。